

市民企画講座募集要項

1 事業の趣旨

心豊かで充実した生活を過ごすために、生涯にわたり主体的に市民自らが学び、その成果を適切に活かすことができるなどの生涯学習社会の実現が求められている。

多様な知識や技術を有する方々が活躍できる場を提供するとともに、市民自らが講座を企画・運営することで、生涯学習の振興を図る。

2 募集対象者

指導者登録者及び登録に同意できる者で、次の要件を満たす者

- (1) 市内在住または在学・在勤者で20歳以上の者
- (2) 生涯学習活動に深い理解と熱意があり、健康な者
- (3) 文化・教養・芸術・レクリエーション等について、特技学識を持ち、指導や助力のできる者(※本募集講座においては講師謝礼の支援はありません)
- (4) 市内で指導、活動できる者
- (5) 指導者の地位を利用しての営利活動・宗教・政治活動をしない者

3 支援対象講座

- (1) 「酒田市生涯学習指導者登録※」に登録してある指導内容の講座
※未登録者は登録をお願いします。
- (2) 講義形式・参加交流型・実習型の講座いずれも可
- (3) 広く市民を対象とした講座
- (4) 酒田市中央公民館(総合文化センター)を会場とする講座

4 支援対象講座とならないもの

- (1) 特定の政治・宗教・営利活動を目的とした講座
- (2) 酒田市中央公民館(以下「中央公民館」という。)の主催教室と同一の講座
- (3) 酒田市等から補助金・支援を受けている講座等
- (4) 過去に本事業の支援を受けたことがある講座

5 支援内容

審査により選定された支援対象者は、次の支援を受けることができる。

- (1) 市広報等を活用した受講者募集
- (2) 講座については5回を限度として中央公民館使用料は免除とする。
※講師謝礼の支援はありません。企画講座はあくまで自主運営になります。

6 企画書の提出

企画書(別紙1)を酒田市教育委員会社会教育課へ提出する。指導者未登録者は「酒田市生涯学習指導者登録申込書」を添付すること。

7 募集期間

随時募集

8 講座の採用

企画書を審査のうえ、採用の決定を行う。必要がある場合は面接審査を行う。

9 採用の基準

(1) 中央公民館で活動する既存サークルがない講座である。

(2) 市民のニーズや関心に対応した講座である。

(3) 幅広く様々な講座を実施するため、中央公民館で指導者として活動していない方を優先とする。

※上記基準を総合的に判断し、採用講座を決定する。

10 講座の実施

開催回数は1～5回まで、1回あたり1時間～2時間程度とする。

採用決定後に、詳細を打合わせして実施する。

11 講座の中止

広報等で受講者を募集した結果、人数が10人未満の場合は相談のうえ、中止する可能性がある。

12 報告

定例の教室運営については、中央公民館主催教室と同様とし、「学習日誌」、「中央公民館使用報告書」は毎回記載、提出するものとする。すべての講座終了後には実施報告書を提出するものとする。

13 その他

開催日や内容等に変更がある場合は速やかに連絡すること。

14 問い合わせ先・提出先

〒998-0034 酒田市中央西町2-59

酒田市教育委員会社会教育課社会教育係

Tel.0234-24-2993 Fax0234-24-5780

E-mail : shakai@city.sakata.lg.jp